



第16回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年5月30日(火曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時30分)

場 所

東京都千代田区神田美土代町7

住友不動産 神田ビル

ベルサール神田 3階ホール

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 会計監査人選任の件

株主総会資料の電子提供制度に関するお知らせ

会社法改正に伴い電子提供制度に対応した書面をお送りしております。株主総会参考書類等は後記「第16回定時株主総会招集ご通知」に記載のURLにアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

次回以降の定時株主総会において株主総会参考書類等の資料の書面での送付をご希望される株主さまは、基準日(2月末日)までに書面交付請求のお手続きをお済ませください。お手続きの詳細は、お取引証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

書面交付請求された株主さまには、電子提供措置事項から一部を除いた書面をお送りしておりますので、ご了承ください。



サインポスト株式会社

証券コード：3996

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年2月期は、サプライチェーンの混乱が続く中、物価や金利も大きく変動するなど経営環境が目まぐるしく変化し続けました。業績面では、過去に時いた成長の種の刈り取りの時と位置づけて事業を推進してきたものの、誠に遺憾ながら当期純損失を計上するに至りました。株主の皆さまには、大変ご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

事業軸からこの数年を振り返りますと、当社の主力事業で、金融機関のITプロジェクトのPMO業務等をご支援するコンサルティング事業は、堅調に収益をあげており、さらに伸長できる手ごたえを強く感じています。無人レジ等を開発、販売するイノベーション事業は、世界的にこの分野の競争が激化していることを受けて事業を前進させることを最優先にしてきました。直近では、書店向けの無人セルフレジ「ワンダーレジ-BOOK」の販売を中心に売上が増え、また、支出のピークも過ぎたことから、損益は改善しつつあります。今後は、完成度を高めた製品と研究開発の過程で蓄えた技術力で、成長に向けた足場をより強固にしていく方針です。

2024年2月期は、これまでに鍛えてきた当社の強みや成長の種を持続的に育て、これらを当社の競争力として根づかせるとともに、足もとの事業基盤の強化をねらい「人」に対する施策を経営上の最重要施策と位置づけています。待遇改善のほか、一人ひとりがそれぞれの価値観を持ちながら成長を続け、その能力を最大限発揮できる組織にまいります。そして、より一層理念と使命に基づき行動に磨きをかけて社会に新たな価値をもたらし、当社の存在価値と企業価値を高めていく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2023年5月

代表取締役社長

浦原 寧

創業理念

孫の代まで豊かな社会を創る
一翼を担う

企業理念

ご満足いただける
ソリューションを提供、
社会の一隅を照らす
存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し
社員とその家族を幸せに

使命

お客さまの一員として、
時代のその先に

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

証券コード 3996
2023年5月12日
(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
サインポスト株式会社
代表取締役社長 蒲原 寧

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、お手数ながら当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://signpost.co.jp/ir/library/>



上記ウェブサイトへアクセスして、「株主総会関連資料」欄をご確認ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
東証上場会社情報サービス



東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「サインポスト」又はコード「3996」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年5月29日(月曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

■インターネットによる議決権の行使

後記(5頁)「インターネットにて議決権を行使いただく場合」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面(郵送)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2023年5月30日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産 神田ビル ベルサール神田 3階ホール
3. 目的事項	報告事項 第16期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 重複して行使された議決権の取扱いについて
 - ① インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - ② 議決権行使書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまにご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、書面交付請求された株主さまにご送付している書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・ 事業報告のうち「会社の体制及び方針」
 - ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 決議の結果は株主総会終了後、当社ウェブサイトにて掲載いたします。決議通知はお送りしませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

(ご参考)決議事項の要約

第1号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員の任期満了に伴い、取締役7名の選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	蒲原 寧 <small>かん ばら やすし</small> 再任	代表取締役社長	20回/20回
2	西島 康隆 <small>にし じま やす たか</small> 再任	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長	20回/20回
3	西島 雄一 <small>にし じま ゆう いち</small> 再任	常務取締役 コーポレート本部長	20回/20回
4	富澤 一憲 <small>とみ ざわ かず のり</small> 再任	常務取締役 イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌	20回/20回
5	植田 俊道 <small>うえ だ とし みち</small> 再任 独立役員 社外	取締役	20回/20回
6	小林 弘明 <small>こ ばやし ひろ あき</small> 再任 独立役員 社外	取締役 指名・報酬委員会委員長	20回/20回
7	藤田 明久 <small>ふじ た あき ひさ</small> 新任 独立役員 社外		—

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

第2号議案 会計監査人選任の件

監査法人FRIQの選任をお願いするものであります。

議決権行使のご案内



インターネットにて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

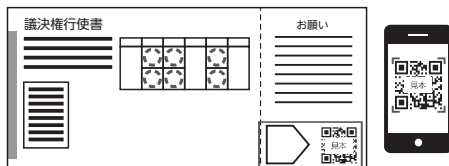
2023年 5 月 29 日 (月曜日) 午後 6 時入力分まで

議決権行使専用ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを読取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使専用ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



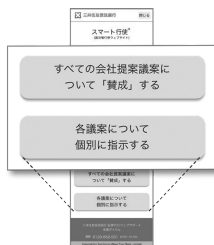
※議決権行使書用紙はイメージです。
 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力する方法にてお願いいたします。

(注) QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



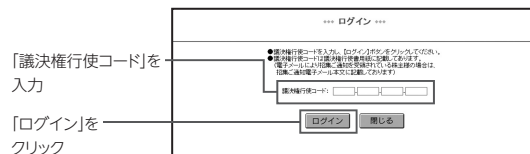
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

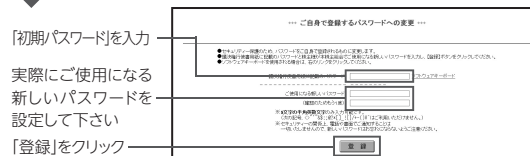
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 フリーダイヤル (受付時間 午前9時～午後9時)



書面（郵送）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

2023年 5 月 29 日 (月曜日) 午後 6 時到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役は2021年5月28日開催の定時株主総会において選任いただいた7名のうち、笠置哲敬氏は2022年9月30日付で辞任し、他の6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化と同時に監督機能の強化を目的に、前回の選任時から業務執行取締役は1名を減員、また社外取締役は1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであり、各候補者に関する事項は7頁から14頁のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	かんばら やすし 蒲原 寧 再任	代表取締役社長	20回/20回
2	にしじま やす たか 西島 康隆 再任	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長	20回/20回
3	にしじま ゆう いち 西島 雄一 再任	常務取締役 コーポレート本部長	20回/20回
4	とみざわ かず のり 富澤 一憲 再任	常務取締役 イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌	20回/20回
5	うえだ とし みち 植田 俊道 再任 独立役員 社外	取締役	20回/20回
6	こばやし ひろ あき 小林 弘明 再任 独立役員 社外	取締役 指名・報酬委員会委員長	20回/20回
7	ふじた あき ひさ 藤田 明久 新任 独立役員 社外		—

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

(ご参考)取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社が理念と使命を高いレベルで実践して企業価値の向上を実現するために、取締役及び監査役が備えるべき知識や知見について、以下のように取りまとめました。

スキル項目	基準	選定理由
企業経営・事業推進のためのスキル	企業経営 企業の代表者又は組織等の運営責任者の経験	中長期的な視野で企業価値の向上を実現するためには、企業活動全般を俯瞰した戦略策定と強力なリーダーシップで事業を推進する豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	業界知見 事業展開する分野・領域に関する知見	事業の成長を通じて企業価値の向上を実現するためには、お客様の経営・業務に対する深い洞察力とお客様の課題に対して最適な解決策を考案・実行できる高度な知見が必要であるため。
	ICT・DX 最新テクノロジーの知見及びそれを活用した事業企画の経験	生産性向上にデジタル技術の活用が必須の中、これを事業活動に取り入れ企業価値の向上を実現するためには、最新技術の動向を理解してイノベーションを推進できる高度な知見が必要であるため。
経営基盤の確立・強化のためのスキル	財務会計・ファイナンス 実務経験及び専門性	最適な経営資源の配分を通じて企業価値の向上を実現するためには、正確に財政状態を把握するとともに、成長への投資と財務基盤の強化とをバランスよく判断できる豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	コンプライアンス・リスク管理 実務経験及び専門性	課題や変化に柔軟かつ安定的に対処することを通じて企業価値の向上を実現するためには、法令や社会規範に関する深い知識とリスクを適切に把握して、損失を低減・回避する高度な知見が必要であるため。
	人事・労務 実務経験及び専門性	競争力を高める企業価値の向上を実現するためには、人材の能力開発と従業員のエンゲージメント向上を通じて組織力を強化する高度な知見が必要であるため。
持続性を高めるための視点・経験	ガバナンス・サステナビリティ 持続的成長を実現するためのガバナンスの知見	事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することにより企業価値の向上を実現するためには、ESGに関する課題の知識と解決に向けて施策を立案・推進する高度な知見が必要であるため。
	多様性 異業種を営む企業の役員経験等の多様性	社会のあり方が大きく変わり続ける中において企業価値の向上を実現するためには、様々な経験や価値観を持つ取締役及び監査役が議論することによって意思決定の質の向上とイノベーションを創出することが必要であるため。

本総会終結後の経営体制及び当社が特に重要視する個々の取締役及び監査役のスキル

氏名	当社における地位等	企業経営	業界知見	ICT・DX	財務会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスク管理	人事・労務	ガバナンス・サステナビリティ	多様性
蒲原 寧	代表取締役社長	●	●					●	
西島康隆	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長		●	●			●		
西島雄一	常務取締役 コーポレート本部長				●	●	●		
富澤一憲	常務取締役 イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌	●	●	●					●
植田俊道	社外取締役(独立役員)				●	●		●	●
小林弘明	社外取締役(独立役員) 指名・報酬委員会委員長	●				●		●	●
藤田明久	社外取締役(独立役員)	●		●				●	●
奥井裕介	常勤監査役		●			●	●		
石黒和彦	社外監査役(独立役員)				●	●		●	●
藤宮宏章	社外監査役(独立役員)	●		●		●			●

(注) 「当社における地位等」は本総会終結後のものを記載しています。

候補者
番号

1

かん ばら
蒲 原

再任

生年月日

1965年12月20日

取締役在任年数

16年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

3,180,620株

やすし
寧

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2002年 10月 株式会社UFJ日立システムズ(現 三菱UFJインフ
ォメーションテクノロジー株式会社) 出向
プログラクト開発第6部長
2004年 4 月 UFJIS株式会社(現 三菱UFJインフォメーション
テクノロジー株式会社) 出向
ITプラットフォーム部長
2005年 10月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)
システム部次長
2007年 3 月 当社設立
当社 代表取締役社長(現任)
2019年 8 月 イノベーション事業管掌

取締役候補者とした理由

蒲原寧氏は2007年の当社設立以来、代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験と実績並びに高い見識を有するとともに、経営の監督と適切な意思決定を通じて当社の企業価値向上に貢献してきました。同氏の創業者としての理念と強力なリーダーシップが当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

にし じま やす たか
西 島 康 隆

再任

生年月日

1970年12月7日

取締役在任年数

15年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

341,949株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 三和システム開発株式会社(現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 入社
2001年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社
2002年10月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社(現 フューチャー株式会社) 入社
2005年7月 日本振興銀行株式会社 入行
2007年11月 当社 入社
2008年5月 当社 取締役
グローバルITソリューション事業部長
2010年5月 金融統括役員
2011年11月 当社 常務取締役
2013年3月 金融システム事業部長
2018年5月 当社 専務取締役(現任)
2019年10月 金融・公共ソリューション事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

西島康隆氏はコンサルティング事業を管掌しており、当社の創業期から当事業の成長と事業領域の拡大に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と高い見識が当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としました。

候補者
番号

3

にし じま ゆう いち
西 島 雄 一

再任

生年月日

1970年2月4日

取締役在任年数

10年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

19,251株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年3月 株式会社電通計算センター(現 株式会社電通マネジメントサービス) 入社
1999年7月 株式会社スプートニク 取締役
2002年12月 オンコセラピー・サイエンス株式会社 入社
2008年3月 セルジェンテック株式会社 入社
2009年8月 アルプラスト株式会社 入社
2010年8月 アンジェスMG株式会社 入社
2012年11月 当社 入社
2012年12月 総合企画部長
2013年5月 当社 取締役
コーポレート本部長(現任)
2017年5月 品質管理部長
2019年5月 当社 常務取締役(現任)

取締役候補者とした理由

西島雄一氏は管理部門を管掌しており、財務経理に関する知見を活かして、当社の健全な経営運営に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と高い見識が当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

4

とみ さわ かず のり
富 澤 一 憲

再任

生年月日

1969年3月27日

取締役在任年数

2年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

4,198株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社アクセス通信(現 株式会社アクセスプロ
グレス) 入社
2001年10月 同社 取締役
セールスプロモーション事業部長
2005年10月 株式会社アクセスコーポレーション(現 株式会社
アクセスプログレス) 取締役常務執行役員
セールスプロモーション事業部長
学校広報事業部長
2006年10月 同社 経営企画室長
2007年10月 同社 取締役専務執行役員
事業本部長
2009年10月 株式会社アクセスヒューマネクスト(現 株式会社
アクセスネクステージ) 代表取締役社長
2020年8月 当社 入社
当社 執行役員
イノベーション事業統轄
2021年5月 当社 常務取締役(現任)
2022年10月 イノベーション事業管掌(現任)
DX・地方共創事業管掌(現任)

取締役候補者とした理由

富澤一憲氏はイノベーション事業を管掌しており、当事業の運営全般の意思決定と拡大に貢献してまいりました。また、2022年10月からはDX・地方共創事業も管掌しており、発足間もない当事業のビジネスモデルの構築に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と高い見識が当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

うえ だ とし みち
植 田 俊 道

再任 社外 独立役員

生年月日

1967年7月10日

取締役在任年数

6年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

1,083株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年10月 中央新光監査法人 入所
1996年10月 大和証券株式会社(現 大和証券株式会社) 入社
1999年10月 株式会社ラルク 取締役
2008年3月 アンジェスMG株式会社 管理担当執行役員
2012年9月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー
2013年3月 サンバイオ株式会社 社外監査役(現任)
2017年5月 当社 取締役(現任)
2020年12月 株式会社ホンキイトンク 代表取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

植田俊道氏は公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。

また、指名・報酬委員会の委員を務めており、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、積極的に意見を述べ、役員の見解及び報酬の透明性向上に貢献しました。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

6

こ ばやし ひろ あき
小 林 弘 明

再任 社外 独立役員

生年月日

1954年3月23日

取締役在任年数

5年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

20回/20回

所有する当社の株式数

1,083株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 株式会社泉州銀行(現 株式会社池田泉州銀行) 入行
 2003年2月 同行 事務統括部長
 2007年5月 同行 執行役員
 2007年6月 同行 取締役執行役員
 2009年10月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員
 2010年5月 株式会社池田泉州銀行 常務取締役
 事務システム副本部長
 事務統括部長
 2011年6月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員
 システム統合担当
 2012年6月 株式会社池田泉州銀行 専務執行役員
 事務システム本部長
 2014年6月 同行 監査役
 2018年7月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小林弘明氏は金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っています。

また、指名・報酬委員会の委員長を務めており、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員長として、その検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしており、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに大きな役割を果たすと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

7

ふじ た あき ひさ
藤 田 明 久

新任 社外 独立役員

生年月日

1965年11月17日

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 株式会社電通 入社
 1996年 7月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現 株式会社CARTA COMMUNICATIONS) 取締役
 2000年 6月 株式会社ディーツーコミュニケーションズ(現 株式会社D2C) 代表取締役社長
 2010年 6月 株式会社電通デジタル・ホールディングス(現 株式会社電通イノベーションパートナーズ) 専務取締役
 2014年 6月 株式会社ぐるなび 代表取締役副社長
 2017年 6月 株式会社ぱど 取締役副社長
 2018年 6月 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長
 2022年 6月 株式会社ミクシィ(現 株式会社MIXI) 社外取締役(現任)
 インフォコム株式会社 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田明久氏は情報サービス及び観光関連事業等における会社経営並びに幅広い事業領域で戦略の策定から実行に至るまで豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っていただけるものと期待しています。
 同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに新たな視点をもたらし、大きな役割を果たすと判断し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は植田俊道氏及び小林弘明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、藤田明久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を上記と同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 植田俊道氏及び小林弘明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、藤田明久氏についても独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 藤田明久氏と当社は事業企画及び推進等に関する顧問契約を締結しており、顧問料を支払っていますが、2023年5月29日をもって契約を終了いたします。また、同氏との取引内容、取引額が10百万円未満と僅少であること及び東京証券取引所の独立性基準に照らしても社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人F R I Qを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人F R I Qを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加えて、品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名 称	監査法人F R I Q		
事務所	主たる事務所 東京都千代田区鍛冶町二丁目7番15号		
沿 革	2021年1月 監査法人F R I Q設立		
概 要	資本金		12百万円
	構成人員	代表社員(公認会計士)	1名
		社員(公認会計士)	10名
		社員	1名
		職員(公認会計士)	32名
		職員	13名
	合計	57名	
関与会社数		28社	

以 上

事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しておりますが、前事業年度との比較は当該会計基準等の適用前の前事業年度の数値を用いております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったものの、緩やかながら持ち直しの動きが見られました。一方で、急激な為替変動、エネルギーや原材料の価格高騰に起因する物価上昇等により、企業業績や個人消費の動向は不透明感が強まりつつあります。

当社がコンサルティングサービスを提供する金融業界では、コロナ禍による資金需要の高まり等により本業の収益が堅調なものの、不良債権増加の懸念や世界各国の金利政策の変更による収益への影響が懸念されます。そのような中、地域銀行では、コスト削減や手数料の適正化を進めると同時に、収益源の多角化をねらい経営コンサルティングやデジタル化支援等の金融以外のビジネス強化に取り組んでいます。イノベーション事業の製品・サービスの主要な提供先である小売業界では、社会経済活動がコロナ禍前の水準に戻りつつあると同時に人手不足の問題が再び表面化しはじめており、業務効率向上の取り組みが急務となっています。当事業年度に新たに事業セグメントに追加したDX・地方共創事業は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、企業が抱える経営課題・業務課題を解決して生産性を向上する製品・サービスを提供しています。これらの企業等においては、経済環境や経営環境にかかわらず、効率化や新ビジネス創出に寄与する技術やソリューションに強いニーズがあります。

このような環境の中、コンサルティング事業では、課題解決力を強化するとともにコンサルティングサービスの質と付加価値の向上をねらい、関連する組織体制の統廃合を行いました。これにより、お客さまの課題に対してより柔軟に解決策を提示し、かつ実行できる一貫体制を強化しました。イノベーション事業では、複数の書籍のバーコードを一括して読み取ることができるセルフレジ「ワンダーレジ-BOOK」と低価格なコンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」(イージーレジ)の拡販に取り組んでまいりました。DX・地方共創事業では、オープンイノベーションを通じて顧客ニーズと課題に沿ったソリューションの情報収集と開発に取り組んでまいりました。また、株式会社大分銀行及び大分県の地域商社の株式会社Oita Madeと業務提携し、販路拡大に取り組ましました。

関連会社の株式会社TOUCH TO GO(以下「TTG」という。)は、無人決済システム「TTG-SENSE」と規格化を進めた「TTG-SENSE MICRO」等の製品の販売とともに、改良とコスト低減に取り組みました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は2,574百万円(前期比21.5%増)となりました。利益面では、増収により売上総利益が増加したことや研究開発費及び人材採用費の減少を主因に販売費及び一般管理費が減少したこと等により、営業損失110百万円(前期は営業損失378百万円)、経常損失119百万円(前期は経常損失382百万円)、当期純損失132百万円(前期は当期純損失291百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高が5百万円減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失がそれぞれ1百万円増加しています。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

なお、当事業年度より報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当事業年度の比較・分析は変更後の区分に基づいています。

(コンサルティング事業)

前期に新設した部門において、前期中に新規顧客から受注した支援業務が通期で業績に寄与したほか、既存得意先の基幹システムの更改・統合のプロジェクトマネジメント支援やIT部門のプロジェクト推進の支援業務も、中途採用者の増加や新卒者等の有償化等を主因に堅調に推移しました。また、デジタルバンクや投資運用会社の開業支援等、金融の中でも新分野を開拓するとともに、金融関係以外の企業にも得意先を拡大しました。このほか、地方自治体・公共団体等のITシステムに関するマネジメントの支援業務の受注も堅調でした。これらの結果、売上高は2,466百万円(前期比17.3%増)、セグメント利益は390百万円(前期比38.0%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高及びセグメント利益がそれぞれ0百万円減少しています。

(イノベーション事業)

ワンダーレジ-BOOKが実証実験として設置していた東京銀座の老舗書店「教文館」と書店チェーン「大垣書店」の旗艦店のセルフレジとして正式採用されました。EZレジは職域売店や社員食堂の精算業務の用途等で販売数が増加しました。加えて、新規顧客から店舗ソリューションの開発を受託しました。また、TTGにおいて無人決済システムの設置が増加したことによってロイヤリティの受け取りが増加しました。研究開発活動については、主に顧客ニーズに合わせてワンダーレジ-BOOKやEZレジの改良と新機能の開発に取り組んでまいりました。また、棚卸資産の評価に関する会計基準及び当事業年度の無人レジの販売実績等を総合的に勘案した

結果、棚卸資産評価損を計上しました。これらの結果、売上高は93百万円(前期比475.6%増)、セグメント損失206百万円(前期はセグメント損失328百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高が4百万円減少し、セグメント損失が0百万円増加しています。

(DX・地方共創事業)

地域経済の持続可能性を高めることを目的に、当社のデジタルトランスフォーメーション(DX)技術やノウハウとオープンイノベーションを活用して、新しいビジネスモデルの構築に取り組んでいます。その一環として、当社の地方共創への姿勢に賛同する企業を拡大し、それらの企業とともに地域の経営・業務課題を解決する態勢構築に取り組んでまいりました。この成果としてBtoB向けのオンラインマーケットプレイスへの決済機能導入に関するコンサルティングサービスを提供したほか、食品ロスを低減する製品を販売しました。これらの結果、売上高は14百万円、セグメント損失は63百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

事業セグメント別の業績

事業別	売上高		セグメント利益 (△はセグメント損失)	
	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)
コンサルティング事業	2,102,886千円	2,466,258千円	283,018千円	390,683千円
イノベーション事業	16,194	93,208	△328,743	△206,018
DX・地方共創事業	—	14,589	—	△63,982

(注) 当事業年度より収益認識に関する会計基準等を適用しており、当事業年度に係る各事業の数値は、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

2022年7月11日に第4回無担保社債300百万円を発行いたしました。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を事業活動における最上位概念に、これを目指すための当社のあり方を示した企業理念と当社が社会にもたらす価値や行動指針を示した使命を定めています。当社はこれらの経営の基本方針を高いレベルで実践することを通じて中長期的に企業価値を高めるとともに、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

【創業理念】

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

【企業理念】

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

【使命】

「お客さまの一員として、時代のその先に」

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) サステナビリティへの取り組み

サステナビリティを巡る課題に対応することは、当社の基本的な価値観に合致するものと考えています。当社は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みや持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する施策を加速するために、サステナビリティ推進の基本方針を定めています。

【サステナビリティ推進の基本方針】

創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、地球環境や社会基盤をより豊かにし、後世に受け渡していくために持続可能な社会の実現に貢献します。

(環境に対する考え方)

新しい生命を育む基盤となる地球環境を守り、次世代に引き継ぐ責任を果たすために、ステークホルダーとの連携を通じて、あらゆる場面で環境の保全に取り組みます。

(社会に対する考え方)

社会からの感謝の言葉を最大の喜びに、グローバルな視点で社会インフラの発展と地域社会の活性化に取り組んでまいります。

全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。

(ガバナンスに対する考え方)

誠実な行動、公正で透明性の高い企業統治、ステークホルダーとの建設的な対話によって、社会の一員として信頼される企業であり続けます。

この方針の下、環境・社会・ガバナンスの視点からの課題を、経営上の重要な課題の一つと捉え、持続的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 2024年2月期の見通し

2024年2月期は、これまでに鍛えてきた強みと成長の芽を持続的に育て、これらを当社の競争力として根付かせるとともに、将来にわたり事業基盤を強化することをねらい、人財に対する施策を経営上の最重要事項としています。販売費及び一般管理費を中心にコストコントロールを強化する一方で、人事労務の領域においては、人事部長に執行役員を配置して権限を委譲し、採用活動や人材育成をはじめ待遇や労働環境の改善等、従業員のエンゲージメント向上を目的とする諸施策を機動的に実行してまいります。

コンサルティング事業では、当社のコンサルティングサービス全般に高いニーズがあり、

前期に採用した従業員が通期で業績に寄与することに加えて、即戦力となる中途採用者の増加等によって売上高は増加する見込みです。しかしながら、コンサルティングやIT関連の経験者の獲得競争が極めて激しくなっており、売上高の成長率はこれら経験者の採用計画の進捗に依る部分があります。イノベーション事業では、ワンダーレジ-BOOKとEZレジの販売増加や保有技術を活用したソリューション開発の受注等を見込んでいます。DX・地方共創事業では、デジタルトランスフォーメーション(DX)とオープンイノベーションを通じて地域経済の活性化を促進するという目的に向けて、社会課題の把握と解決のニーズ収集に取り組んでまいります。

これらの結果、2024年2月期の業績見通しは、売上高はコンサルティング事業が伸長することを主因に2,914百万円(前期比13.2%増)、営業利益は増収効果と販売費及び一般管理費の管理徹底により30百万円(前期は営業損失110百万円)、経常利益27百万円(前期は経常損失119百万円)、当期純利益17百万円(前期は当期純損失132百万円)を計画しています。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は2020年2月期以降、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しています。また、営業キャッシュ・フローは、2021年2月期以降マイナスが続いています。これを受け、2021年2月期末以降、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識しています。しかしながら、以下の要因や当該事象を解消又は改善する施策の実行によって、引き続き、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

① 高い手元流動性

2024年2月期は、利益面では営業利益30百万円、経常利益27百万円、当期純利益17百万円を見込むものの、営業キャッシュ・フローは売上債権の増加や法人税等の支払い等の資金の減少要因によってマイナスを見込んでいます。また、財務活動によるキャッシュ・フローも借入金の返済及び社債の償還等によって154百万円の支出を計画しており、2024年2月期末の現金及び預金は期初に比べて減少する見込みです。一方で、2024年2月期首の現金及び現金同等物は1,316百万円となっており、2024年2月期中の事業計画で予定する経常支出、借入金の返済及び投資に要する資金は十分に確保しています。また、経営環境が急変した場合に事業継続に必要な支出にも、十分対応できる手元流動性を確保していると考えています。

② コンサルティングサービスの高いニーズ

当社は金融分野に特化して基幹システムの構築・更改・統合のプロジェクトマネジメント支援やIT部門の支援業務で実績を重ね、金融の業務と情報システムを結びつける高度な

ノウハウを蓄積しています。デジタルバンクや投資運用会社等の新設が活況な中、これらの金融機関から当社の経験やノウハウへの引き合いが増えています。また、地域銀行においては、中長期的なコスト削減の方策として、基幹システムのオープン化・クラウド化を目指す動きが特に活発になっており、この領域においても当社のコンサルティングサービスに強いニーズがあると考えております。当社はこれらのニーズにいち早く、一つでも多く応えるために従業員の育成に加えて、経験者の採用を最優先で取り組んでいく方針です。

③ イノベーション事業の損益の改善

書籍販売に特化した「ワンダーレジ-BOOK」が株式会社大垣書店の旗艦店で正式採用されたのを皮切りに、採用と引き合いが増加すると考えています。コンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」は職域売店等の小規模店舗への導入を着実に増やしており、今後、販売チャネルの拡大を通じて販売機会を創出してまいります。加えて、これまでの研究開発活動を通じて身に着けた様々な技術を応用して、業務改善や省人化をテーマにしたソリューションの受託開発を強化していく方針です。研究開発活動については、主要な技術開発は完了しており、当面はこれらの製品の改良や追加機能の開発が中心になると考えています。従って、今後、売上高の増加とともに、イノベーション事業における損失は改善していくと考えています。

④ 従業員のエンゲージメント向上

当社の競争力は従業員の能力や経験に依る部分が大きく、一人ひとりがそれぞれの能力を最大限発揮しながら、働き続けることが当社の利益を最大化するとともに、中長期的な成長の基盤になると考えています。この考えのもと、2024年2月期は、全ての従業員が長期的に当社のもとで、理念や使命に沿った行動をより高いレベルで実践してもらうことを目的にした施策を経営上の最重要施策と位置づけています。金銭的な待遇改善のほか、従業員のライフイベントや生活の実情に寄り添った福利厚生制度への見直し、キャリア形成支援等エンゲージメント向上に資する諸施策を強力に推進していく方針です。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)
売上高(千円)	2,122,272	2,037,394	2,119,080	2,574,056
経常損失(△)(千円)	△207,603	△611,160	△382,888	△119,454
当期純損失(△)(千円)	△260,807	△786,862	△291,848	△132,637
1株当たり当期純損失(△)(円)	△24.13	△69.78	△23.08	△10.38
総資産(千円)	2,079,730	2,149,695	2,300,292	2,395,621
純資産(千円)	1,023,036	1,309,392	1,539,362	1,416,577
1株当たり純資産額(円)	93.72	107.96	120.57	110.87

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しています。
 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社TOUCH TO GO	東京都港区	100百万円	39.02%	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売

(注) 資本金及び議決権比率は当事業年度末時点の数値であります。

7. 主要な事業内容(2023年2月28日現在)

事業	主要サービス
コンサルティング事業	金融機関や公共機関向けプロジェクトマネジメント支援、IT部門支援
イノベーション事業	人工知能(AI)、ディープラーニング及び各種センサーを使ったセンシング技術等を応用した製品・サービスの研究開発及び販売
DX・地方共創事業	デジタルトランスフォーメーション(DX)技術とオープンイノベーションによって生み出したソリューションの販売

8. 主要な営業所及び工場(2023年2月28日現在)

名称	所在地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市中央区
沖縄支社	沖縄県那覇市

9. 従業員の状況(2023年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	13名増	36.9歳	4.5年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者は含んでいません。

10. 主要な借入先(2023年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	50,000千円
株式会社りそな銀行	36,654
株式会社きらぼし銀行	36,654
株式会社第四北越銀行	15,439

2 会社の株式に関する事項(2023年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 35,600,000株
2. 発行済株式の総数 12,780,195株
3. 株主数 7,342名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
蒲 原 寧	3,180,620株	24.89%
道しるべ株式会社	1,350,000	10.57
奥 井 裕 介	870,000	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	473,300	3.70
西 島 康 隆	341,949	2.68
武 田 陽 三	322,700	2.53
小 阪 健 雄	260,000	2.03
株式会社SBI証券	155,700	1.22
小 原 裕 明	120,500	0.94
楽天証券株式会社	113,400	0.89

(注) 持株比率は自己株式(3,211株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は当社取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的に譲渡制限付株式報酬を支給しています。

当事業年度中に交付した株式は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	10,238株	5名
社外取締役	1,086	2

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4 会社役員に関する事項 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記には、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項(2023年2月28日現在)

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

当社使用人の保有する新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	2016年7月25日
区分	使用人
保有者数	16名
新株予約権の数	76個
新株予約権の目的となる株式の数	30,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	42円
権利行使期間	2018年5月23日から2026年5月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3

(注)1. 2017年7月31日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 2018年3月1日付で、1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2023年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲 原 寧	
専務取締役	西 島 康 隆	金融・公共ソリューション事業部長
常務取締役	西 島 雄 一	コーポレート本部長
常務取締役	富 澤 一 憲	イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌
取 締 役	植 田 俊 道	株式会社ホンキートンク 代表取締役 サンバイオ株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 弘 明	
常勤監査役	奥 井 裕 介	
監 査 役	石 黒 和 彦	株式会社セブン銀行 常勤監査役
監 査 役	藤 宮 宏 章	株式会社フジ総研 代表取締役社長 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役植田俊道氏及び小林弘明氏は社外取締役であります。
 2. 監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役植田俊道氏及び小林弘明氏、監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 4. 取締役植田俊道氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役石黒和彦氏は金融機関における長年の経験があり、また、株式会社セブン銀行において取締役及び監査役の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
取 締 役	笠 置 哲 敬	金融・公共ソリューション事業部副事業部長	2022年9月30日	辞 任

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は植田俊道氏、小林弘明氏、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員、監査役全員、執行役員全員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて2021年2月15日開催の取締役会において以下のとおり決定しています。

(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員の報酬等の方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成します。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとします。

報酬の水準は外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準とすることとしています。

② 取締役の報酬

a. 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の報酬額は個人の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して決定し、月額固定の金銭報酬として支給します。

b. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として譲渡制限付株式を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は業績、財政状態及び経営環境等を勘案するとともに、各取締役の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して、基本報酬の20%を上限に支給します。

取締役は取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当を受けるものとします。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以上とし、譲渡制限期間の満了又は所定の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

なお、取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を無償で取得します。

③ 監査役の報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

(2) 報酬等の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員 の指名並びに報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は社外取締役小林弘明氏を委員長とし、代表取締役社長蒲原寧氏及び社外取締役植田俊道氏で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を高めています。

取締役の報酬について、取締役会は指名・報酬委員会に報酬等の体系、水準、個人別の報酬等の内容、これらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その答申を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の具体的な金額は、指名・報酬委員会で協議することを条件に代表取締役社長蒲原寧氏に一任しています。代表取締役社長は取締役会の決定に基づき、各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。これらの権限を委任する理由は、当社全体の事業の状況や取り巻く経営環境、また、当社の将来像を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、指名・報酬委員会が適切に関与する手続きを経て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断

しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に応じて指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

(3) 当事業年度に係る報酬額の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	合計
取締役	7名	92,695千円	9,586千円	102,281千円
(うち社外取締役)	(2)	(9,600)	(958)	(10,558)
監査役	3	12,000	—	12,000
(うち社外監査役)	(2)	(6,000)	(—)	(6,000)
合計	10	104,695	9,586	114,281
(うち社外役員)	(4)	(15,600)	(958)	(16,558)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の基本報酬額は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与は含まない)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。

3. 取締役の譲渡制限付株式報酬は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)とし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。

4. 監査役の報酬は基本報酬のみであり、監査役の報酬等の額は2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とすることが決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

5. 譲渡制限付株式報酬は当社の株式であり、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項」5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。

6. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2022年9月30日付で退任した取締役1名を含んでいます。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役植田俊道氏は株式会社ホンキートンクの代表取締役及びサンバイオ株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ホンキートンク及びサンバイオ株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

監査役石黒和彦氏は株式会社セブン銀行の常勤監査役を兼務しております。株式会社セブン銀行と当社の間には特別の関係はありません。

監査役藤宮宏章氏は株式会社フジ総研の代表取締役社長及びARアドバンステクノロジー株式会社の社外取締役を兼務しております。株式会社フジ総研及びARアドバンステクノロジー株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役及び社外監査役の主な活動状況は以下のとおりです。

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
植田俊道	20回 /20回	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。
小林弘明	20回 /20回	金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員会を主導し、役員の選解任及び報酬の透明性の向上に貢献しました。

② 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
石黒和彦	18回 /20回	13回 /14回	金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見に加えて、金融機関の監査役を務めており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。
藤宮宏章	20回 /20回	14回 /14回	会社経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,720千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,720

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3千万円又は法令が定めるいずれか高い額としております。

6 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び使用人に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。
 - ④ 法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置、運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保管、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- ① 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。
 - ② リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施する。また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。
 - ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務執行取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ② 取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。
- ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は監査役の指揮命令に従うとともに、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得ることとし、その独立性及び指示の実効性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。なお、当社は監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役4名及び社外取締役2名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しています。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しています。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めています。監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しています。

(3) 経営会議

当社は取締役会の実効性向上と業務執行の迅速化を目的に、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に属する重要事項を協議する会議体として経営会議を設置しています。経営会議は主に常勤取締役で構成されており、代表取締役社長が議長を務めています。毎週1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しています。常勤監査役は任意で出席できるものとしています。

(4) 指名・報酬委員会

当社は指名並びに報酬の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、取締役会の諮問に応じ、取締役、監査役及び執行役員の人事及び報酬等に関する事項について審議、答申しています。

(5) 内部監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のほか、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的を実施しています。

品質管理部の担当者それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めています。

(6) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社の監査体制は監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としています。監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しています。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っています。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しています。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

計算書類

貸借対照表(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,794,223	流動負債	577,049
現金及び預金	1,326,201	買掛金	159,733
売掛金	313,224	1年内償還予定の社債	80,000
契約資産	85,271	1年内返済予定の長期借入金	74,300
リース投資資産	312	未払金	24,134
製品	5,405	未払費用	35,679
仕掛品	3,067	未払法人税等	16,573
原材料及び貯蔵品	16,622	未払消費税等	58,715
前渡金	7,518	契約負債	3,428
前払費用	29,859	預り金	9,056
その他	7,177	賞与引当金	115,201
貸倒引当金	△437	その他	226
固定資産	601,398	固定負債	401,994
有形固定資産	0	社債	220,000
建物	9,263	長期借入金	64,447
減価償却累計額	△9,263	退職給付引当金	104,438
建物(純額)	0	資産除去債務	13,108
工具、器具及び備品	17,698	負債合計	979,043
減価償却累計額	△17,698	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	0	株主資本	1,416,577
レンタル資産	2,396	資本金	1,181,103
減価償却累計額	△2,396	資本剰余金	1,100,043
レンタル資産(純額)	0	資本準備金	1,100,043
無形固定資産	0	利益剰余金	△863,621
ソフトウェア	0	利益準備金	7,339
投資その他の資産	601,398	その他利益剰余金	△870,961
投資有価証券	7,193	繰越利益剰余金	△870,961
関係会社株式	541,950	自己株式	△947
その他	52,255	純資産合計	1,416,577
資産合計	2,395,621	負債・純資産合計	2,395,621

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,574,056
売上原価	1,875,007
売上総利益	699,048
販売費及び一般管理費	809,704
営業損失	110,656
営業外収益	71
受取利息	13
その他	57
営業外費用	8,869
支払利息	1,488
株式交付費	218
社債利息	1,215
社債発行費	5,724
その他	222
経常損失	119,454
特別損失	8,452
減損損失	8,452
税引前当期純損失	127,907
法人税、住民税及び事業税	4,730
法人税等合計	4,730
当期純損失	132,637

株主資本等変動計算書(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,176,078	1,095,018	1,095,018
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,176,078	1,095,018	1,095,018
当期変動額			
新株の発行	4,999	4,999	4,999
新株の発行 (新株予約権の行使)	25	25	25
当期純損失			
自己株式の取得			
当期変動額合計	5,024	5,024	5,024
当期末残高	1,181,103	1,100,043	1,100,043

	株主資本				自己株式	株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金			利益剰余金合計			
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	7,339	△739,075	△731,735	—	1,539,362	1,539,362	
会計方針の変更による 累積的影響額		751	751		751	751	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,339	△738,323	△730,984	—	1,540,113	1,540,113	
当期変動額							
新株の発行					9,999	9,999	
新株の発行 (新株予約権の行使)					50	50	
当期純損失		△132,637	△132,637		△132,637	△132,637	
自己株式の取得				△947	△947	△947	
当期変動額合計	—	△132,637	△132,637	△947	△123,535	△123,535	
当期末残高	7,339	△870,961	△863,621	△947	1,416,577	1,416,577	

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

b. 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～5年

レンタル資産 5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

a. 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

b. 自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

② 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主な事業であるコンサルティング事業、イノベーション事業・DX・地方共創事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業は主として金融機関及び公共機関にコンサルティングサービスを提供しております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務充足の進捗に応じて段階的に受領する場合と契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領する場合があります。重要な金融要素は含んでおりません。

コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務の提供をもって履行義務が充足されることから、役務提供時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスのうち、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて

顧客が便益を享受する契約については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断しております。これらの契約については作業の進捗度に応じて収益を認識しており、作業の進捗度を見積り、発生したコスト又は工数に基づくインプット法を用いております。

② イノベーション事業

イノベーション事業は書店や小規模売店に向けた無人レジ製品の販売、店舗ソリューションの受託開発及びライセンスの供与を実施しております。

無人レジ製品に関する取引の対価は製品の引き渡し後概ね2か月以内、店舗ソリューションの受託開発については契約期間終了後概ね3か月以内、ライセンスの供与については収益計上後概ね1か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

無人レジ製品の販売については顧客に引き渡しが行われることにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。

店舗ソリューションの受託開発は、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、作業の進捗度に応じて収益を認識しております。作業の進捗度を見積み、発生したコストに基づくインプット法を用いております。

ライセンスの供与は、ライセンス先が当社が提供した知的財産を利用して収益を獲得することによりロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入はライセンス先の企業の収益に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において収益が獲得された時点で当社の収益も認識しております。

③ DX・地方共創事業

DX・地方共創事業は製品の販売及びコンサルティングサービスを提供しております。製品の販売は他の当事者が関与しております。その性質は、当社が当該製品の代理販売を行うことであることから、当該他の当事者により製品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。代理人として取引を行っている製品の販売は、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しており、履行義務は契約に基づき製品が引き渡された際に充足されることから、製品の引き渡し時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務提供時に履行義務が充足されることから、役務提供に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、準委任契約の一部の取引について、従来は一時点で充足される履行義務として収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務として判断し、進捗率に応じた収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積の影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,555千円減少、売上原価は3,840千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,715千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は751千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」のうち「契約資産」に該当するものは、当事業年度より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				損益計算書 計上額
	コンサルティング事業	イノベーション事業	DX・地方共創事業	計	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,466,258	89,601	14,589	2,570,449	2,570,449
その他の収益	—	3,606	—	3,606	3,606
外部顧客への売上高	2,466,258	93,208	14,589	2,574,056	2,574,056

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	278,063千円	398,495千円
契約資産	112,550	85,271
契約負債	3,918	3,428

契約資産は顧客とのコンサルティングサービス及び店舗ソリューションの受託開発契約の一部の契約について、進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は充足していない履行義務に係る前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
関係会社株式	541,950千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の減損処理の要否については、将来の事業計画に基づく回収可能性により判定しています。当事業年度末時点において関係会社株式の実質価額は著しく低下していないため、関係会社株式評価損は計上していません。実質価額が著しく低下し、将来の不確実な経済条件の変動などによって将来の事業計画に基づく回復可能性がない場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 7,479千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,689千円

(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 28,656千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,767,671株	12,524株	一株	12,780,195株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 1,200株

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行 11,324株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 3,211株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項(但し、権利行使期間の初日が到来していないものを除く)
当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式30,400株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	35,274千円
退職給付引当金	31,979千円
未払事業税	3,626千円
未払費用	5,597千円
資産除去債務	4,013千円
税務上の繰越欠損金	301,854千円
減価償却超過額	1,449千円
減損損失	33,440千円
ソフトウェア評価損	724千円
投資有価証券評価損	3,921千円
その他	25,696千円
繰延税金資産小計	447,579千円
評価性引当額	△447,579千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産純額	－千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は事業を行うために必要な資金を自己資本、借入及び社債により調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

投資に当たっては、当社事業とのシナジー、対象の信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。また、原則として投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	300,000	298,768	△1,231
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	138,747	138,262	△484
負債計	438,747	437,030	△1,716

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

関係会社株式	541,950千円
投資有価証券(非上場株式)	7,193千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	298,768	—	298,768
長期借入金	—	138,262	—	138,262
負債計	—	437,030	—	437,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額 541,950千円

持分法を適用した場合の投資の金額 422,121千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 △116,133千円

(注) 当事業年度において上記の金額のほか、第三者割当増資による持分変動利益3,860千円が発生しています。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 港区	100,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 39.0 (注)1	出向者の 派遣	出向料等の受 取(注)2	41,859	その他 流動資産	6,929

(注) 1. 株式会社TOUCH TO GOの資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。

2. 出向者の派遣による出向料は出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しています。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 110円87銭

1株当たり当期純損失 10円38銭

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 和充
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サインポスト株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月21日

サインポスト株式会社 監査役会

常勤監査役 奥井裕介 ㊞

社外監査役 石黒和彦 ㊞

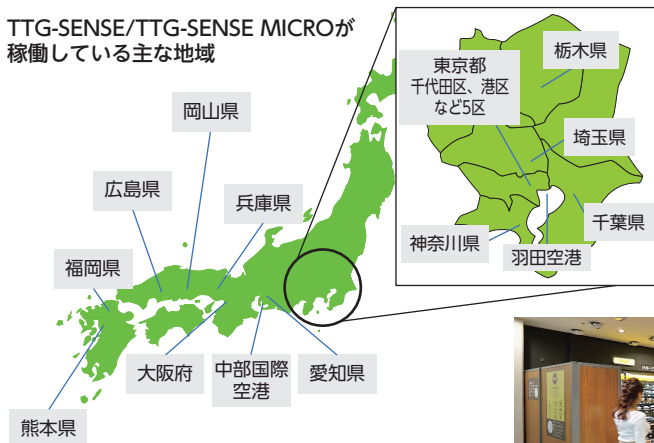
社外監査役 藤宮宏章 ㊞

以上

トピックス

TTGの無人決済システムが全国拡大中

TTG-SENSE/TTG-SENSE MICROが稼働している主な地域



当社とJR東日本グループのJR東日本スタートアップ株式会社は、2019年7月、無人決済システムの開発と実用化を目的に合弁で株式会社TOUCH TO GO (略称：TTG) を設立。2020年3月、JR高輪ゲートウェイ駅において、初めてこのシステムを導入した常設店舗をオープンしました。その後、改良を重ねて、店舗全体を最適化する「TTG-SENSE」と小さなスペースに短期間で無人決済店舗を設置できる「TTG-SENSE MICRO」として販売しています。

2023年4月までに12都府県でTTGの無人決済システムが採用された店舗が営業しており、2022年からは特に西日本を中心に増加しました。

今後も、TTGは出店や運用に関して協業する株式会社ファミリーマートや販売及び設置等で協業する東芝テック株式会社等との協力関係を一層強化し、無人決済システムの普及に取り組んでまいります。



TTG-SENSE



TTG-SENSE MICRO

ワンダーレジ-BOOKが書店チェーン「大垣書店」に採用されました

書店向けセルフレジ「ワンダーレジ-BOOK」が、株式会社大垣書店(京都府京都市)が関西地域を中心に展開する書店チェーン「大垣書店」の旗艦店「イオンモールK YOTO店」と「イオンモール京都桂川店」に採用されました。

ワンダーレジ-BOOKは書籍販売に特化した機能を備えたセルフレジで、搭載するカメラで複数の商品を一括認識し、精算することが可能です。また、書店向けの管理システムとの連携機能も搭載しています。

2022年3月にイオンモールK YOTO店に設置して以降、人件費等のコスト削減だけでなく、接客品質の向上にも貢献していると高く評価いただいております。利用者からも使いやすいと好評いただいております。

今後、当社と大垣書店は、この2店舗での効果や利用状況を踏まえながら、導入店舗の拡大を目指してまいります。



大垣書店 イオンモール京都桂川店



大垣書店 イオンモールK YOTO店

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産 神田ビル
ベルサール神田 3階ホール



交通のご案内

地下鉄 都営新宿線「小川町駅」、東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」、丸の内線「淡路町駅」 B6出口徒歩2分
東京メトロ銀座線「神田駅」5番出口徒歩6分

J R線 「神田駅」西口徒歩7分

※駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

体調が優れない場合は、無理のないご判断をお願い申し上げます。
お土産のご用意はございませんので、ご了承ください。

サインポスト株式会社

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
TEL:03-5652-6031
<https://signpost.co.jp/>

